

取
入
印
紙

物品売買契約書（単価契約）（案）

案件番号：――――――――――

山梨県（以下「甲」という。）と
売買について次のとおり契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、物品の

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）品名、規格、契約単価及び数量

品名	規格	単価	予定数量
		円	（単位）

（契約単価は、表の単価に消費税及び地方消費税を乗じたものとする。）

（2）契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

（3）納入場所

（4）契約保証金 金 円

（総則）

第2条 甲及び乙は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限までに納入場所に納入りし甲に引き渡すものとし、甲はその売買代金を支払うものとする。

3 乙は、この契約の履行につき、甲の監督、指示に従わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるもののほか、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

（検査等）

第4条 乙は、第1条第2号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度甲が指定する日までに同条第1号の物品を納入するものとし、物品を納入するときは、納品書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、物品の納入を受けた日から10日以内に、乙又は乙の指定する者の立ち会いの上、甲が指定する場所で当該物品が契約の内容に適合するか検査を行わなければならない。

- 3 乙は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について意義を申し立てることができない。
- 4 乙は、第2項による検査に合格しない物品があるときは、当該物品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに引換え又は修補した物品を納入しなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。
- 5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第5条 物品の所有権は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときに乙から甲へ移転し、同時にその物品は甲に引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等は全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該契約不適合が甲の責に帰すべき事由による場合を除き、当該物品の修補、代替物の引換え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに売買代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲は、第1項の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

- 4 前3項の請求は、甲が第1項の契約不適合を知った日から1年以内に、その旨を乙に通知した上で行わなければならない。ただし、乙が物品の引渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(売買代金の支払)

第7条 乙は、検査に合格し、物品の引渡しが完了した後に、適当な分をとりまとめ、請求書により売買代金の請求をするものとする。

- 2 甲は前項の請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払わなければならない。

(履行延期等)

第8条 乙は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、甲に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を申請することができる。

- 2 甲は、前項の請求があった場合において、必要があると認めた場合には履行の延期又は契約の解除をするものとする。

(事情変更)

第9条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはできない。

3 この契約締結後において、乙の責めに帰さない事由により現品の確保ができない場合は、協議の上、相当品に変更することができるものとする。

(延滞違約金)

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品の引き渡しが完了しない場合は、甲に対して延滞違約金を支払わなければならない。

2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡し完了までの日数に応じ、未納部分の売買代金に対し民法第404条の規定による法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りではない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第11条 甲が、第7条による売買代金の支払いが遅れた場合において、乙は甲に対して遅延利息の支払いを請求できる。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、乙の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(甲の解除権等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙の責めに帰する理由により納入期間内に納入を完了しないとき。

(3) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(2) 第8条又は第14条によらないで契約解除の申請があったとき。

(3) 乙の債務の履行が不能であるとき。

(4) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みのないことが明らかであるとき。

(8) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (9) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- 3 前2項各号によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た金額 $\{(予定数量 - 納入済数量) \times 契約単価\}$ の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 4 第1項各号及び第2項各号によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第13条 乙は、前条第2項第9号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

※乙が共同企業体の場合は加える

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項（※又は前項）の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権等）

第14条 乙は、甲の帰すべき責により、契約の履行が不可能となった場合に契約を解除することができる。この場合において、乙は生じた損害の賠償を請求することができる。

※WTO政府調達の場合は加える

（苦情検討委員会による通知等）

- 第〇〇条 甲は、山梨県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案がされたときは、契約を破棄することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が停止又は解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(費用の負担)

第15条 この契約締結に要する費用及び契約書に定める以外の一切の費用は、乙の負担とする。

※議会の議決に付すべき事案の場合は仮契約とし、次の条文を加える。

(議会の同意による本契約)

第〇〇条 この仮契約書は、議会の同意の議決を得たときに、その議決の日をもって本式に契約が成立するものとする。ただし、議会の議決が得られないときは、この契約は無効となり、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(協議)

第16条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎 ㊞

乙

㊞